

前橋都市計画地区計画の変更（前橋市決定）

都市計画昭和町三丁目地区地区計画を次のように変更する。

名称		昭和町三丁目地区地区計画
位置		前橋市昭和町三丁目及び下小出町一丁目の各一部
面積		約 17.4 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は JR 両毛線前橋駅から北に約 3 km に位置し、国立大学法人群馬大学医学部及び同附属病院、生体調節研究所等が立地している。</p> <p>当該病院は、北関東の中核病院として位置づけられ、群馬県の拠点病院として医療分野での教育・研究をはじめ、前橋市の地域医療支援や地域密着型先進医療の実践、災害時拠点病院として役割を担っている。</p> <p>これらのことから、地域における安定した医療体制の確保と質の高い地域医療サービスの提供のため、土地の合理的かつ健全な医療環境を創出し、保全することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	病院の改修や再整備、医学部研究施設の新設などによる病院機能を維持・整備するため、周辺環境と調和した土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な医療環境を創出し保全するため、建築物等の用途の制限を行う。
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 7 項の規定による制限に則するほか、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 店舗、事務所、その他これらに類する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 m² を超えるもの又は階数が 3 階以上のもの 2. ホテル、旅館 3. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 6 の 2 で定める運動施設 4. カラオケボックスその他これに類するもの 5. 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの 6. 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 7. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項、第 6 項から第 11 項まで及び第 13 項のいずれかに該当する営業の用に供するもの 8. 自動車教習所 9. 倉庫業を営む倉庫 10. 畜舎 11. 工場（別記 1 を除く） 12. 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（別記 2 を除く）
	備考	

「区域は計画図表示のとおり」

※別記 1

自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積が 50 m² 以下、かつ、2 階以下のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が 0.75 kW 以下のものに限る。）

※別記 2

危険物の貯蔵又は処理に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 m² 以下、かつ、2 階以下のもの

理 由 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、
変更を行うもの。